

よくある質問について (宅地建物取引士に関する手続き)

◆目次

全般

- Q 1 申請場所はどこですか？
- Q 2 申請用紙はどこで入手できますか？
- Q 3 奈良県収入証紙はどこで購入できますか？
- Q 4 郵送で申請することはできますか？
- Q 5 申請書・届出書等に必要な書類が分からないのですが？
- Q 6 申請等の受付には予約が必要ですか？
- Q 7 申請書等は何部提出すればよいですか？

登録申請・変更登録申請等について

- Q 8 登録申請書の書き方が分かりません。
- Q 9 宅地建物取引士として業務を行う予定です。試験合格後、まだ何も手続きは行っていない。手続きの流れを教えてください。
- Q 10 登録実務講習を修了していますが、10年以上前に修了しています。登録申請はできますか？
- Q 11 登録申請予定です。登録後に法定講習受講のため登録を急いでいます。申請から登録まで何日かかりますか？また、登録を急いでもらうことはできますか？
- Q 12 宅地建物取引士登録の内容に変更がありましたかどうすればよいですか？
- Q 13 変更登録申請書は何部提出する必要がありますか？
- Q 14 大阪府から奈良県に転居しました。大阪府登録の宅地建物取引士です。変更登録申請はどちらへ行う必要がありますか？
- Q 15 宅建業者を退職したため、変更登録申請を行う予定ですが、退職証明書を持っていません。会社で発行されない場合、どうすればよいですか？
- Q 16 複数回住所を変更している場合の手続きはどうなりますか？
- Q 17 単身赴任のため、住民票を移さず別の場所に居住していますが、住所変更の手続きはできますか？
- Q 18 宅建業に従事している会社の商号変更がありました。変更登録申請を行う必要がありますか？
- Q 19 宅建業に従事している会社が免許換えし、免許番号が変更となりました。変更登録申請を行う必要がありますか？
- Q 20 宅地建物取引士の登録内容を調べたいのですが？
- Q 21 奈良県登録の宅地建物取引士です。奈良県以外の都道府県で法定講習を受講したいのですが？
- Q 22 宅地建物取引士証の更新の案内が届きましたが、業務に使う予定がない場合はど

うすればよいですか？

- Q23 法定講習を受講予定ですが、住所変更の手続きを行っていませんでした。住所変更の手続きを先に行う必要がありますか？
- Q24 宅地建物取引士資格登録済みですが、宅地建物取引士の業務はできますか？
- Q25 宅地建物取引士証の更新を行わず有効期間が満了しました。この場合登録は抹消されますか？合格も取り消されますか？
- Q26 宅地建物取引士資格試験の合格証書を紛失しました。合格証書の再発行はできますか？
- Q27 氏名が変わった場合の手続きはどうなりますか？

登録移転について

- Q28 住所が奈良県から他の都道府県に変わりました。登録移転はできますか？
- Q29 奈良県から他の都道府県へ登録移転申請を行う場合の手続きはどうなりますか？

登録消除について

- Q30 宅地建物取引士である家族が亡くなりました。手続きはどうなりますか？
- Q31 宅地建物取引士の登録がありますが、今後自己破産予定です。手続きはどうなりますか？

その他

- Q32 宅地建物取引士証を紛失しました。再発行はできますか？

◆全般

Q 1 申請場所はどこですか？

- A 1 奈良県庁分庁舎 6 階の建築安全推進課です。分庁舎は本庁舎（主棟）の道をはさんで北隣です。窓口で宅建担当者をお呼びください。
（県庁舎のご案内 <http://www.pref.nara.jp/1203.htm>）
車でお越しの際は奈良県庁分庁舎東側の奈良登大路観光駐車場（2 時間まで無料）をご利用ください。なお、観光シーズン・確定申告の時期等は駐車場が大変混雑いたしますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。

Q 2 申請用紙はどこで入手できますか？

- A 2 建築安全推進課のホームページよりダウンロードできます。
（申請書ダウンロードのページ <http://www.pref.nara.jp/item/95002.htm>）

Q 3 奈良県収入証紙はどこで購入できますか？

- A 3 奈良県職員互助会事務局（奈良県庁 本庁舎 1F 総務厚生センター西執務室内 TEL 0742-27-8352）又は南都銀行 等で購入できます。

奈良県職員互助会事務局では郵送販売も行っています。

(奈良県収入証紙の販売場所 <http://www.pref.nara.jp/15533.htm>)

※ 南都銀行は一部取り扱っていない支店がありますので、ご注意ください。
詳細は上記ホームページでご確認ください。

Q 4 郵送で申請することはできますか？

A 4 資格登録申請については、遠方居住により持参が困難な場合を除き、郵送申請の受付は原則行っておりませんので、窓口まで書類をお持ちください。
その他の申請・届出等については郵送でも受付しておりますが、郵便事故については責任は負えませんのでご了承ください。
郵送申請される場合は、返信用封筒（切手貼付）を同封してください。
なお、宅地建物取引士証の書換えが必要な場合で、宅地建物取引士証を郵送される場合は、必ず簡易書留でご送付ください。（返信用封筒も簡易書留分の切手を貼付けしてください。）

Q 5 申請書・届出書等に必要な書類が分からないのですが？

A 5 建築安全推進課のホームページ内にある申請書ダウンロードのページをご参照ください。必要な書類の一覧や様式等をダウンロードいただけます。
(申請書ダウンロードのページ <http://www.pref.nara.jp/item/95002.htm>)

Q 6 申請等の受付には予約が必要ですか？

A 6 予約は不要です。
受付時間は平日（土日祝日、12月29日から1月3日を除く）の9時～12時及び13時～16時30分です。（12時～13時は休憩時間となりますので、ご協力をお願いいたします。）
なお、混雑時はお待ちいただく場合があります。ご了承ください。

Q 7 申請書等は何部提出すればよいですか？

A 7 必要なお手続きにより提出部数が異なります。
詳しくは申請書ダウンロードのページをご参照ください。
(申請書ダウンロードのページ <http://www.pref.nara.jp/item/95002.htm>)

◆登録申請・変更登録申請等について

Q 8 登録申請書の書き方が分かりません。

A 8 申請書ダウンロードのページの「12 宅地建物取引士資格登録申請書」に記載例を載せておりますのでご参照ください。

Q 9 宅地建物取引士として業務を行う予定です。試験合格後、まだ何も手続きは行っていない。手続きの流れを教えてください。

A 9 ①合格した試験地の都道府県へ登録申請を行っていただくことになります。

実務経験が2年以上（登録申請時より10年以内の実務経験）もしくは登録実務講習の受講が修了している方で、宅建業法に規定する欠格要件に該当しない方が登録できます。実務経験がなく、登録実務講習の受講が修了していない場合は、登録申請前に登録実務講習を受講してください。登録実務講習の実施機関は国土交通省のホームページより確認できます。

②登録後、（公社）奈良県宅地建物取引業協会で法定講習の受講申込及び宅地建物取引士証交付申請を行ってください。

なお、交付申請時において試験合格後1年を超えていない場合は、法定講習の受講は不要です。法定講習を受講しない場合は交付申請から約1週間程度で宅地建物取引士証が交付されます。法定講習を受講された方は通常法定講習当日に交付されます。

Q10 登録実務講習を修了していますが、10年以上前に修了しています。登録申請はできますか？

A10 登録実務講習の修了は申請前10年以内の修了に限りますので、登録申請にあたっては、登録実務講習を再度受講する必要があります。

Q11 登録申請予定です。登録後に法定講習受講のため登録を急いでいます。申請から登録まで何日かかりますか？また、登録を急いでもらうことはできますか？

A11 通常30日程かかります。お急ぎの場合でも、登録日をお約束することはできませんのでご了承ください。なお、法定講習のご予約は、登録後に行うこととなります。

Q12 宅地建物取引士登録の内容に変更がありましたがどうすればよいですか？

A12 氏名・住所・本籍・宅建業としての従事先に変更があれば、遅滞なく宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請を行う必要がありますので、手続きをお願いします。必要な添付書類の一覧はこちらからご覧ください。

(<http://www.pref.nara.jp/item/95079.htm#14>)

また、必要な様式は申請書ダウンロードのページからダウンロードできますのでご利用ください。

(申請書ダウンロードのページ <http://www.pref.nara.jp/item/95002.htm>)

なお、現在有効な宅地建物取引士証をお持ちの方が氏名または住所の変更を行う場合は、宅地建物取引士証書換交付申請を行う必要があります。必要な書類の一覧及び様式のダウンロードは上記のページをご参照ください。

Q13 変更登録申請書は何部提出する必要がありますか？

A13 2部（正本1部・副本1部）ご提出ください。（副本は写し（コピー）でも可）受付後、副本はお返しします。
郵送申請の場合は、必要額の切手を貼付した返信用封筒も同封してください。

Q14 大阪府から奈良県に転居しました。大阪府登録の宅地建物取引士です。変更登録申請はどちらへ行う必要がありますか？

A14 登録されている都道府県へ行う必要がありますので、大阪府庁でお手続きを行ってください。

Q15 宅建業者を退職したため、変更登録申請を行う予定ですが、退職証明書を持っていません。会社で発行されない場合、どうすればよいですか？

A15 退職証明書が添付できない場合は、離職票や年金記録など退職年月日が証明できる公的書面の添付でも可能です。
なお、勤務していた業者が免許失効した後に退職した場合、あるいは宅建業を廃業した時、廃業後に退職された時は添付書類は不要です。
専任の宅地建物取引士であった場合は、業者の手続きとして専任の宅地建物取引士の変更届も必要です。

Q16 複数回住所を変更している場合の手続きはどうなりますか？

A16 変更登録申請が必要です。なお、申請時に5年以内の転居であれば住基ネットで転居の履歴が確認できるため住民票抄本の添付は不要ですが、5年以上前の転居の場合は住所のつながりを確認するため変更内容が分かる戸籍の附票を添付してください。
なお、現在有効な宅地建物取引士証をお持ちの場合は、宅地建物取引士証書換交付申請も必要です。

Q17 単身赴任のため、住民票を移さず別の場所に居住していますが、住所変更の手続きはできますか？

A17 居所登録ができます。郵便物または居所を記した公共料金の領収書のコピー（原本）を添付して変更登録申請を行ってください。

Q18 宅建業に従事している会社の商号変更がありました。変更登録申請を行う必要がありますか？

A18 商号変更の場合も変更登録申請が必要です。この場合の添付書類は不要です。

Q19 宅建業に従事している会社が免許換えし、免許番号が変更となりました。変更登録申請を行う必要がありますか？

A 19 免許番号の変更の場合も変更登録申請が必要です。この場合の添付書類は不要です。

Q20 宅地建物取引士の登録内容を調べたいのですが？

A 20 宅地建物取引士資格登録の内容については、個人情報のため本人以外には公開できません。免許閲覧制度の範囲内でのみ調べることができます。

Q21 奈良県登録の宅地建物取引士です。奈良県以外の都道府県で法定講習を受講したいのですが？

A 21 原則として登録している県での受講となりますが、諸事情により他府県での受講を希望される方は、建築安全推進課総務宅建係（TEL 0742-27-7563）へお問い合わせください。

Q22 宅地建物取引士証の更新の案内が届きましたが、業務に使う予定がない場合はどうすればよいですか？

A 22 更新の必要はありません。お持ちの宅地建物取引士証の有効期限が切れましたら、建築安全推進課総務宅建係へ返納してください。

Q23 法定講習を受講予定ですが、住所変更の手続きを行っていませんでした。住所変更の手続きを先に行う必要がありますか？

A 23 住所変更の手続きが先になります。変更登録申請を行ってください。この手続きが遅れると、新しい宅地建物取引士証の交付が遅れる場合がありますので、速やかに行ってください。

Q24 宅地建物取引士資格登録済みですが、宅地建物取引士の業務はできますか？

A 24 資格登録しただけではできません。有効な宅地建物取引士証が交付されてから、宅地建物取引士として宅地建物取引業の業務を行うことができます。

Q25 宅地建物取引士証の更新を行わず有効期間が満了しました。この場合登録は抹消されますか？合格も取り消されますか？

A 25 宅地建物取引士証の有効期間の満了により、合格が取り消されたり、宅地建物取引士の登録が抹消（消除）されることはありません。宅地建物取引士証が必要な場合は、法定講習を受講し、宅地建物取引士証交付申請を行うことで宅地建物取引士証の交付を受けることができます。

なお、有効な宅地建物取引士証を持たずに宅地建物取引士の業務を行うと、宅地建物取引士だけでなく、免許業者も含めて宅建業法違反として行政処分の対象となります。

Q26 宅地建物取引士資格試験の合格証書を紛失しました。合格証書の再発行はできますか？

A26 合格証書の再発行はできませんので、合格証書に代わるものとして合格証明書を発行します。合格証明書は、県での宅地建物取引士登録申請に使用することができます。

合格証明書の発行については、試験の合格年によって、申請先・申請方法が異なりますので、詳しくはこちら (<http://www.pref.nara.jp/item/95079.htm#19>) をご覧ください。

Q27 氏名が変わった場合の手続きはどうなりますか？

A27 変更登録申請が必要です。変更事項の記載のある戸籍抄本（日本国籍を有しない方は変更事項の記載のある住民票抄本）を添付して奈良県庁へ変更登録申請書を提出してください。

また、現在有効な宅地建物取引士証をお持ちの場合は、（公社）奈良県宅地建物取引業協会へ宅地建物取引士証書換交付申請書の提出も必要です。顔写真1枚（縦3cm×横2.4cm、顔の大きさ2cm程度、無帽、無背景、6ヶ月以内に撮影したカラー写真）とともに提出してください。なお、宅地建物取引士証の交付まで1週間程度要します。

交付と引き換えに、現在の宅地建物取引士証は返納してください。

宅建業者において役員や政令使用人、専任の宅地建物取引士をされている場合は、業者としての変更届も必要となります。

◆登録移転について

Q28 住所が奈良県から他の都道府県に変わりました。登録移転はできますか？

A28 できません。登録移転の要件は、他の都道府県の事務所で宅地建物取引業に従事している場合のみに限られています。単に住所変更しただけでは登録移転はできません。

Q29 奈良県から他の都道府県へ登録移転申請を行う場合の手続きはどうなりますか？

A29 登録移転申請に係る提出書類は、転入先の都道府県によって異なりますので、申請の前に必ず転入先の都道府県へ確認し、転入先の都道府県で書類の事前チェックを受けてください。

事前チェックを受けた書類は奈良県に提出してください。その後奈良県から転入先の都道府県へ送付します。

なお、審査日数及び宅地建物取引士証の交付申請を同時に行った場合の宅地建物取引士証の受取方法は都道府県によって異なりますので、移転先の都道府県で確

認してください。

◆登録消除について

Q30 宅地建物取引士である家族が亡くなりました。手続きはどうなりますか？

A 30 登録消除することになりますので、死亡等届出書を提出してください。届出書には死亡の事実が確認できる戸籍（除籍）謄本及び届出者が相続人であることを証する書面（戸籍謄本等）を添付してください。なお、亡くなられた方が宅建業者において役員・政令使用人・専任の宅地建物取引士である場合（奈良県知事免許業者の場合は従業者である場合を含む）は、業者の手続きとして変更届の提出が必要となります。また、亡くなられた方本人が宅建業の個人免許を受けていた場合は、相続人により廃業届の提出が必要となります。
廃業届には、死亡及び相続人が確認できる戸籍謄本、相続人の印鑑登録証明書、免許証原本を添付してください。

Q31 宅地建物取引士の登録がありますが、今後自己破産予定です。手続きはどうなりますか？

A 31 破産者で復権を得ない者については、宅地建物取引士の欠格事由となり、宅地建物取引士の登録を消除することになります。破産手続開始決定を受けられましたら、破産手続開始決定通知等、届出事由を証する書面を添付し、死亡等届出書を提出してください。

◆その他

Q32 宅地建物取引士証を紛失しました。再発行はできますか？

A 32 再交付申請書を（公社）奈良県宅地建物取引業協会へ提出し申請してください。申請書のほか、手数料4,500円（奈良県収入証紙で納付）・顔写真1枚（縦3cm×横2.4cm、顔の大きさ2cm程度、無帽、無背景、6ヶ月以内に撮影のカラー写真）・紛失届（任意様式、紛失時の状況を詳しく記載したもの）が必要となります。